

広島県選挙管理委員会告示第三十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した。

令和三年四月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	取消年月日
身体障害者 支援施設	ライフサポートホーム 聖恵	竹原市忠海中町三丁目16番 1号	令和3年4月14日